

令和 3 年 2 月

遊佐町農業委員会第 11 回総会議事録

1. 開催日程 令和 3 年 2 月 22 日（月） 午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分
2. 場 所 遊佐町役場 防災センター2 階会議室
3. 会議に付した議案

- 報告事項 1 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について
- 報告事項 2 解約について
- 報告事項 3 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について
- 報告事項 4 賃借料の変更通知書の受理について

- 議題 38 号 非農地証明願いについて
- 議第 39 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について
- 議第 40 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について
- 議第 41 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について
- 議第 42 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議第 43 号 農用地利用配分計画案について
- 議第 44 号 遊佐農業振興地域整備計画の変更について
- 議第 45 号 令和 2 年遊佐町実勢賃借料情報の認定について
- 議第 46 号 遊佐町農作業基準賃金の設定について
- 議第 47 号 遊佐町参考賃借料について

4. 出席委員 (16 名中 15 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	齋藤勝広	2	三浦祐輝	3	荒生あや子	4	高橋敬
5	小松正志	6	今野忠勝	7	小野寺一博		
9	鈴木一弥	10	榊原一男	11	高橋正樹	12	大谷進一
13	石垣建	14	鈴木寿一	15	伊原ひとみ	16	佐藤充

5. 欠席委員 (1 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
8	菅原幸男						

6. 出席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

8. 事務局出席者 (2 名)

太田英敦係長、伊藤歩美主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

事務局係長	<p>定刻になりましたので、遊佐町農業委員会 2 月定例会を開催します。</p> <p>局長につきましては、現在、議会の常任委員会に出席しており、総会は欠席となりますのでご了承ください。</p> <p>また、議案書が 36 ページが 2 つありますので、37 ページ以降繰り下げをお願いします</p> <p>はじめに、本日の出欠状況の報告を榊原懲罰委員長よりお願いします。 (10 番榊原一男委員が挙手し、議長が指名する)</p>
10 番榊原一男委員	<p>皆さんご苦労様です。本日の出欠状況について報告いたします。</p> <p>欠席委員 1 名、出席委員 15 名で過半数の委員が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
事務局係長	<p>ありがとうございました。続きまして、総会開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>お忙しい中、大変ご苦労様です。</p> <p>先週も 15 日夜から 16 日にかけて、庄内地方で猛吹雪の強風で建物やパイプハウスなどの被害がありました。季節的に春が近づいてきていますので、吹雪の心配はないと思いますが、これから春一番の強風が吹き荒れると思いますので十分に気をつけていきましょう。</p> <p>ようやく待ち続けてきた新型コロナウイルス感染症のワクチンが、17 日から国内で接種が始まりました。当面は医療従事者が先行接種で、65 歳以上の高齢者については 4 月 1 日以降を目指しているそうです。今回のワクチン接種は感染防止のため、緊急に行われる予防接種で「臨時接種」に位置付けられているワクチンだそうです。そのため、副反応の調査も兼ねて行うものであり、16 歳以上の接種の場合強制ではないということです。ワクチンの接種が早いのはいいと思いますが、アメリカのワクチンではなく、日本で作られるワクチンが早く出てきてほしいものです。</p> <p>それから、相続登記の義務化を今の国会に法務省が提出する方針とのこと。今現在の所有者不明の土地の面積は、九州地方くらいの大きさと言われていています。これからの人口減少による土地利用の低下など進むことの歯止めのために義務化する案で、内容は 3 年以内の登記申請で正当な理由なく怠った場合は 10 万円以下の金額の支払いを求められることなど、また相続人の申し立てのみで登記ができるなどの案を答申されるようです。</p> <p>いずれにしても、そのように相続が進むことは大変良い案でありますので、法務省で頑張ってもらいたいものです。</p> <p>それでは本総会に提出されました案件の慎重審議、よろしく願いいたします。</p>
事務局係長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会議の議長は「遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規定」により、会長が当たることになっておりますので、佐藤会長より議長をお願いします。</p>

議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規定による、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〈異議なしの声〉</p> <p>では 14 番鈴木寿一委員、15 番伊原ひとみ会長代理にお願いします。</p> <p>なお、書記は、事務局の伊藤主事を指名します。それでは、総会次第に基づき進行いたします。</p> <p>始めに、報告事項について、事務局より説明願います。</p> <p style="text-align: center;">(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	(報告事項、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p style="text-align: center;">(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>説明いたします。</p> <p>報告事項 1. 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について、合計 10 件、すべて農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。</p> <p>補足説明資料は、1 ページをご覧ください。</p> <p>個別に説明させていただきます。</p> <p>番号 79 計 10 筆、27,191 m²</p> <p>番号 80 計 9 筆、21,478 m²</p> <p>番号 81 計 3 筆、3,635 m²</p> <p>番号 82 計 1 筆、285 m²</p> <p>番号 83 計 16 筆、4,442 m²</p> <p>番号 84 計 1 筆、1,112 m²</p> <p>番号 85 計 22 筆、31,689 m²</p> <p>番号 86 計 9 筆、12,170 m²</p> <p>番号 87 計 1 筆、1,000 m²</p> <p>最後に、</p> <p>番号 88 計 12 筆、17,729 m²</p> <p>以上 10 件、全て相続による所有権の取得です。</p> <p>続きまして、報告事項 2. 解約について、第三者に利用権設定を行うため、使用貸借契約を解約するものです。</p> <p>使用貸借権はもともと、被相続人が農業者年金（経営移譲年金）を受給するため、親子間で設定していたものです。被相続人は昨年亡くなっておりますので、解約しても農業者年金の受給に影響はありません。</p> <p>来月の総会で第三者に中間管理事業を活用して利用権設定の予定です。</p> <p>番号 6 計 2 筆、156.63 m²</p> <p>続きまして、報告事項 3. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、農地法第 18 条第 1 項第 2 号、農地の引き渡し期限前、6 箇月以内に成立した合意解約が書面で明らかなため、通知受理のみで足りる内容となっております。</p> <p>番号 42 計 4 筆、3,304.64 m²</p> <p>解約の事由は、第三者に利用権設定を行うためです。</p> <p>議第 42 号 (2) 番号 126 で第三者に利用権設定します。</p>

	<p>番号 43 貸人、借人とも同集落の方々です。 計 2 筆、1,130 m² 解約の事由は第三者へ利用権設定を行うためです。 議第 42 号 (2) 番号 125 で第三者に利用権設定します。 続きまして、 番号 44-1、44-2 は農地中間管理機構を介した契約の解約です。 計 2 筆、1,830 m² 解約の事由は、所有権移転のためです。 議第 42 号 (1) 番号 31 で第三者へ所有権移転します。 最後に、報告事項 4. 賃借料の変更通知書の受理について、こちらについては差替えがありますので、そちらをご覧ください。 訂正した点は、9 ページの件数です。この報告事項の今月の件数は 6 件ではなく 4 件が正しいため、訂正しました。すべて農地中間管理機構を介した契約の解約です。 番号 436-1、436-2 から 438-1、438-2 までの借人は同一人です。 個別に説明します。 番号 436-1、436-2 計 2 筆、1,672 m² 単価を 13,000 円から 12,000 円に変更します。 番号 437-1、437-2 計 4 筆、6,627 m² 単価が 16,000 円のを 15,000 円に、15,000 円のを 13,000 円に変更します。 番号 438-1、438-2 計 6 筆、5,386.57 m² 単価を 16,000 円から 15,000 円に変更します。 最後に、番号 439-1、439-2 について説明します。 計 32 筆、62,769 m²。 単価を 17,000 円から 12,000 円へ変更するものです。 貸人と同世帯の貸人の後継者は農事組合法人の構成員です。これらの土地も法人の構成員として、実際は自分の家で管理しております。 報告事項についての説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。 (質問、意見なし) 他に何か質問・意見等はありませんか。 はい、それでは無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。 議事につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、伊原ひとみ委員長より報告をお願いします。</p>
	(15 番伊原委員が挙手し、議長が指名する)
15 番 伊原ひとみ会長代理	<p>2 月 16 日に、202 会議室で委員 7 名中 6 名が出席して、農地法、農業経営基盤強化促進法、土地改良法その他関係法令により農用地利用集積計画に係る事前調査及び審議、農地流動の適正斡旋に係る事前協議及び調整のため農地利用調整委員会を開催しましたが、議第 39 号、40 号、42 号について特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。</p>
議長	<p>それでは、議第 38 号 非農地証明願いについて、事務局の説明を求めます。</p>
事務局係長	(議案書、朗読説明)

議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	<p>説明申し上げます。審査基準書は1ページ、補足説明資料は5ページからご覧ください。</p> <p>番号7 計1筆、114㎡</p> <p>申請地は都市計画区域内、農業振興地域内、土地改良事業受益地外で、平成12年に相続しましたが、相続時から現在まで特段の用途での使用はなく、土地の現況についても相続当時からそのままの状態と認識しているとのことです。</p> <p>審査基準書の3ページに2015年の航空写真を載せておりますが、このような状況だったようです。</p> <p>今年の6月総会で審査基準書の2ページで木が伐採されている箇所について非農地証明願いを議決いただきましたが、そこに隣接した土地であります。</p> <p>現地には境界杭があるわけでもなく、場所の特定が難しかったのですが、グーグルマップ、GPSで確認したところ、現地調査写真のこのあたりと考えられます。起伏もあり農地として利用することは難しいのではないかと考えます。</p> <p>隣接する所有者から売ってほしいとの打診があったため、地目変更後は所有権移転するようです。</p> <p>農地に復元することは著しく困難で、復元しても農地として継続利用できない状況です。固定資産税も雑種地で課税されております。</p> <p>当日は申請者に立会いをお願いしておりましたが、時間にお見えになられずどうしたのかなと思っておりましたが、その後連絡があり、当日の強風により会社の屋根が飛ばされてしまい、その対応に追われて、気づいた時には時間が過ぎていて申し訳なかったということでした。</p> <p>16日に高橋土地専門部会長、大谷副部会長、鈴木寿一委員の3名で現地調査を行っておりますので、後ほど報告をお願いいたします。</p>
議長	それでは11番高橋正樹部会長より、現地調査の報告をお願いします。
11番高橋正樹委員	16日に現地調査をして参りました。場所としては施設の東に位置し、国道のすぐ東側となっております。写真を見てわかるとおり、小高い松林となっております。農地としての利用は無理と見てきました。よって許可相当と思われまます。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。次に12番大谷副部会長からも現地調査の報告をお願いします。
12番大谷進一委員	はい、報告します。ただいま部会長からもありましたとおり、非農地証明は問題ないかと思えます。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。最後に14番鈴木寿一委員からも現地調査の報告をお願いします。
14番鈴木寿一委員	はい、報告します。部会長、副部会長と同じく、許可相当と思えます。以上です。

議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問・意見なし)</p> <p>それでは無いようですので、ここで質疑を終了し、採決いたします。</p> <p>議第 38 号 非農地証明願いについて、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 38 号 非農地証明願いについて、原案のとおり現況非農地として証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 39 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p style="text-align: center;">(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は 4 ページから、補足説明資料は 8 ページからご覧下さい。</p> <p>農地法第 3 条による賃借権設定許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。</p> <p>借人はすべて同一人です。期間はすべて 1 年で、総額もすべて 6,000 円となっております。借人は酒田市で認定新規就農者に認定されていることを確認済みで、酒田市農業委員会 3 月総会では酒田市の農地について、賃貸借の許可を求める予定とのことでした。</p> <p>これらの土地はもともと、第三者が相対で作っていた土地です。令和元年まではその方が作っていましたがその後作れなくなったため、伊原会長代理が農業委員として借り手を探していた土地でした。そこに農地を求めてあっせん希望を出していた借人にこれらの土地を紹介したところ、借りるということで話がまとまったものです。</p> <p>個別に説明します。</p> <p>番号 9 から 12 までの貸人は同集落の方々です。</p> <p>番号 9 計 1 筆、1,220 m²</p> <p>番号 10 計 2 筆、1,255 m²</p> <p>番号 11 計 1 筆、1,123 m²</p> <p>番号 12 計 1 筆、1,169 m²</p> <p>番号 13 計 1 筆、1,075 m²</p> <p>番号 14 計 2 筆、1,199 m²</p> <p>現地調査は齋藤委員に行っていただきましたので、このあと説明をお願いします。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	それでは 1 番齋藤勝広委員より、現地調査の報告をお願いします。

1 番齋藤勝広委員	はい、先日現地を調査して参りました。借りる意欲も大変ある方だということで、また地主さんも納得してお出しするということでしたので、問題なく許可相当と思われます。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。始めに番号 9 について審議いたします。この件につきましては 15 番伊原ひとみ会長代理に関する案件ですので、伊原会長代理は一時退席をお願いします。
	(15 番 伊原 ひとみ会長代理 一時退席)
議長	はい、それでは番号 9 について意見・質問等ありましたら挙手願います。 (質問・意見なし) はい、ないようですので質疑を終了し、採決いたします。議第 39 号の番号 9 について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 39 号の番号 9 について、原案の通り許可することに決定いたします。伊原会長代理は着席願います。
	(15 番 伊原 ひとみ会長代理 着席)
議長	はい、それではただいま審議いただいた番号 9 以外の案件について審議いたします。何か質問・意見等はございますか。 (質問・意見なし) それでは質疑を打ち切り採決いたします。 議第 39 号の番号 9 以外の案件について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 39 号の番号 9 以外の案件について、原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、議第 40 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。 (事務局係長が挙手し、議長が指名する)
事務局	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	補足説明申し上げます。審査基準書は 6 ページからご覧下さい。 農地法第 3 条による使用貸借権設定許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。 親子間の使用貸借権設定です。貸人は過去に旧制度の農業者年金へ加入したことがありますが、脱退一時金の支給があるため年金の受給資格はありません。よって今回の経営移譲は農業者年金に関係ありませんが、貸人、借人の希望により申請があったものです。 借人は今月の認定審査会で認定農業者に認定されております。 番号 6 計 61 筆、121,933 m ² 期間は 20 年で、新規に設定です。 現地調査は大谷委員に行っていたいただきましたので、この後報告をお願いします。

	事務局からの説明は以上です。
議長	それでは、番号 6 について、12 番大谷進一委員より現地調査の報告をお願いします。
12 番大谷進一委員	はい、報告します。2 月 9 日の朝、借人に電話で話を聞きました。ちょうどその時は雪が降っていて、田んぼの状態も見れませんでした。私の住んでいる集落の隣の集落でもありますし、圃場の方はある程度把握していますので、状況の方は分かっておりました。今までも、農地として適正に管理していますし、今後も今まで通り管理の方はしっかりするということで、また作付の予定のない圃場については草刈りなどして管理するということが確認しました。何ら問題ないかと思えます。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。 ただいまの議案の事務局説明と、委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。 (質問・意見なし) それでは質疑を打ち切り採決いたします。 議第 40 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 40 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、議第 41 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について、事務局の説明を求めます。 (事務局係長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	それでは説明いたします。 審査基準書は 10 ページから、補足説明資料も 10 ページからご覧ください。 番号 4 計 2 筆 250 m ² 申請理由は住宅増築と駐車場用地のためです。 申請地は、集落の南西部に位置し、都市計画区域外、農業振興地域内、土地改良事業受益地内で、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のため第 1 種農地と判断されます。 申請地に隣接する土地を併用地として既存住宅と渡り廊下で繋げて住宅を増築するため、併せて駐車場を整備するため転用許可申請したもので、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、やむを得ないものと認められます。 補足説明資料 23 ページに記載の資金計画、融資証明書、残高証明により資力ありと判断され、また、申請者は法律上行為能力を有する者で申請適格があり、当該事業者はこれまで農地法の違反行為を行ったことはなく、信用ありと判断しました。 申請面積も土地利用計画図及び建物平面図により、一般住宅建設用途、

	<p>駐車場用途としての規模は適正であると考えます。</p> <p>申請地の南側、西側に水路がありますが、L型擁壁を設置して水路への土砂等の流出を防ぎ、また、西側の水田に対しては、平屋建てで建物から5m程度間隔があることから営農条件に支障はないと思われます。</p> <p>以上のことから許可相当と考えます。</p> <p>16日に高橋部会長、大谷副部会長、小松部会員の3名で現地調査を行っていただいておりますので、報告をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	それでは11番高橋正樹部会長より、現地調査の報告をお願いします。
11番高橋正樹委員	はい、それでは審査基準書の10、11ページをご覧ください。この場所は昨年8月に転用に係る事業計画ということであがっていたところですが、住宅の増築と駐車場ということであがってきたところで、昨年8月に盛り土をする際に土が崩れないようお願いしてきたところですが、この間の話によると、L型を利用して法面保護をするということでしたので、何ら問題なしと見てきました。以上です。
議長	ありがとうございます。次に12番大谷副部会長からも現地調査の報告をお願いします。
12番大谷進一委員	はい、報告します。ただいま部会長からも話がありましたけれども、何ら問題ないと思います。以上です。
議長	最後に5番小松正志委員より、現地調査の報告をお願いします。
5番小松正志委員	私も見てきましたけれども、何ら問題ないと思います。以上です。
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。議第41号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第41号農地法第5条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第42号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局係長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)

事務局

補足説明申し上げます。審査基準書は14ページからご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。

内訳は、(1) 所有権移転は2件、(2) 利用権設定は新規設定が11件、再設定が9件、(3) 利用権移転が2件となっております。

計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。

計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

(1) 所有権移転について、すべて売買による所有権移転です。

番号30 計2筆、2,824㎡

単価は500,000円、総額1,412,000円の売買です。

所有者の成年後見人からは以前より農業委員会にあっせんの希望が提出されておりました。農業委員会で買い手を探した結果、当初は借人だった方が買うということで話がまとまっておりましたが、その後事情が変わりその方が買うことができなくなりました。その方は近くの田を作っていた譲受人に売買について話をし、自分に代わって買ってもらうと話をしてきたと事務局に報告があり、今回の申請に至ったものです。

現地調査は高橋敬委員に依頼しておりますので、このあと報告をお願いします。

続きまして、番号31について説明します。

この土地はこれまで中間管理機構を通して第三者へ貸付されていて、その構成員である方が作っていた土地です。

売買は所有者からの希望で、当初は現在の耕作者に打診しましたが、買わないということで譲受人へ話を持っていった結果、申請に至ったものです。

今回の売買でこれまでの契約は解約となりますが、返還する機構集積協力金はないことを確認しております

番号31 計2筆、1,830㎡

単価は500,000円、総額915,000円です。

現地調査については会長に依頼しておりますので、このあと報告をお願いします。

所有権移転については以上です。

続きまして(2) 利用権設定について、番号120までは同一人と再設定です。

番号113 貸人、借人とも同集落の方です。

計5筆、15,980㎡

単価は16,000円で、期間は10年です。

番号114 計3筆、2,048㎡

単価は20,000円で、期間は2年2ヶ月です。

期間が年単位ではない理由は、借人が貸人から借りている他の土地の終期に合わせ、次回の更新の手間を省くためです。

単価は高めの金額ですが、理由を尋ねたところハウスを建てて使っているからということでした。

続きまして、番号115から117の借人は同一人です。どちらも単価は17,000円で、期間は5年です。

番号115 計1筆、206㎡

番号 116 計 9 筆、10,621 m²

番号 117 計 2 筆、1,524 m²

続きまして、番号 118 から 120 の借人は同一人です。すべて単価は 15,000 円で、期間は 5 年です。

番号 118 計 1 筆、3,104 m²

番号 119 計 1 筆、5,992 m²

番号 120 計 2 筆、2,499 m²

続きまして番号 121 は新規に設定です。

計 1 筆、2,584 m²

この土地はもともと第三者が借りていた土地で、契約更新のタイミングが今年の 10 月末でしたが、契約の手続きがないままになっておりました。

1 月になってから今回の借人が農業委員会を訪れ、前借人から頼まれて自分が借りることになった、所有者からも了解はとっている、ということで今回申請となったものです。

続きまして番号 122 は同一人と再設定です。

計 3 筆、6,544 m²

単価は 17,000 円で、期間は 5 年 8 ヶ月です。

期間が年単位ではない理由は、貸人が他の方に貸している土地と更新のタイミングを合わせるためです。

続きまして、番号 123 以降は新規に設定です。

番号 123 と 124 について説明します。借人は同一人です。単価は 15,000 円で、期間は 5 年です。

番号 123 計 1 筆、2,890 m²

番号 124 計 5 筆、9,199 m²

貸人からの希望で申請に至ったとのことでした。

続きまして、番号 125

貸人、借人とも同集落の方々です。

計 2 筆、1,130 m²

単価は 20,000 円、期間は 4 年 6 ヶ月です。

この土地はこれまで、第三者が作っていた土地です。その契約を解約して、新規に利用権を設定するものです。解約は第三者の希望で、理由を確認したところ、自分が作っている他の農地と離れていて耕作上の利便性に難があること、また面積も小さいため作りにくいことが理由とのことでした。

契約の期間が年単位ではない理由は、借人が借りている他の土地の終期に合わせたためです。

続きまして番号 126

計 4 筆、3,304.64 m²

これまでは第三者が借りていた土地ですが、契約を解約して新規に利用権を設定するものです。金額についてですが、申請地は日本海沿岸東北自動車道の工事に伴う町道切廻しのため、一部が現在は農地として使用できない状態になっております。実際に使用可能な面積である 2,146.27 m²に単価 15,000 円をかけ、端数を調整した金額が総会議案書に記載している 32,200 円という金額です。今後再び農地として使用可能になった際は、賃借料の見直しを行う予定とのことでした。

期間が年単位ではない理由は、借人の借りている他の契約の終期に合わ

	<p>せたためです。</p> <p>続きまして、番号 127 以降は農地中間管理機構を介した契約で、新規に設定です。期間は 10 年です。借人は農地中間管理機構です。</p> <p>番号 127 と 128 は、同一人とマッチングします。単価は 13,000 円です。</p> <p>番号 127 計 1 筆、1,445 m²</p> <p>番号 128 計 1 筆、420 m²</p> <p>続きまして、</p> <p>番号 129 計 20 筆、38,352.59 m²</p> <p>単価は 17,000 円です。</p> <p>番号 130 計 1 筆、811 m²</p> <p>これまでは相対で作っていたそうです。相対で耕作していた方から、自分が所属している農事組合法人に貸付する形をとりたいということで農業委員会に相談があり、申請に至ったものです。</p> <p>最後に、番号 131 と 132 について説明します。どちらも所有者は同一人です。単価は 16,000 円です。</p> <p>番号 131 計 1 筆、3 m²</p> <p>番号 132 計 2 筆、4,124 m²</p> <p>今回番号 131 と 132 で分かれた理由は、番号 132 がもともと農地利用円滑化促進事業で契約していて、契約の終期が令和 3 年 3 月末になっていることが関係しています。同事業の契約と連続する形にするため、番号 131 と 132 では「始期」が異なっております。そのため所有者は同じですが、契約は分かれた形になっております。</p> <p>番号 131 の土地についてはこれまで契約をしていなかった土地ですが、場所を借人から確認してもらったところ、実際はこれまでも一緒に作っていたということで、今回から正式に契約することになった土地です。</p> <p>最後に、(3) 利用権移転について、親子間の経営移譲のため、第三者から借りている土地の借人を変更するものです。契約の内容は同じで、借人だけを後継者に変更するものです。</p> <p>番号 1 計 2 筆、5,112 m²</p> <p>番号 2 計 2 筆、6,225 m²</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは (1) の所有権移転の番号 30 について、4 番高橋敬委員より、現地調査の報告をお願いします。</p>
4 番高橋敬委員	<p>はい、2 月 5 日に現地調査と本人へ話を聞いて参りました。この田については第三者が借りて耕作していた土地ですが、昨年の段階で受委託契約の終期が到来したらその第三者が買うということで話を進めていたわけなんです。直前になって家族の反対にあったということで、隣を耕作している譲受人に声をかけたところ、私が買うということで話が決まったとのことです。</p> <p>当日、5 日の日は降雪があったんですけども、そこに堆肥が置かれておりました。ここの田は第三者の方が 2 枚続きの田ということで作っていたわけなんです。どちらにも堆肥が置かれておまして、春先に堆肥散布をしてから譲受人の方に渡すといった話をされておりました。</p> <p>また、ここの田んぼには畦畔がないということもありまして、そこについては土地改良区の立会いの下に、杭を打ってもらってきちんと畦畔は立</p>

	<p>ててやりたいと、その費用についても今回の売買の代金の中から借りていた第三者が払うというような形で、聞き取りをさせていただきました。</p> <p>譲受人については認定農業者でもあって、労働力・機械等問題もないと思いますので、特に問題はないということで判断をしております。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。次に (1) 所有権移転の番号 31 について、私から現地調査の報告をいたします。</p>
16 番佐藤充会長	<p>審査基準書の 15 ページからご覧ください。この田んぼは昨年 10 月頃から所有者が売りたいということで動いておりましたが、田んぼについては 7～8 年前から誰か買う方がいないか探していたと聞いております。昨年中動いたわけでありまして、今回の申請に至ったわけでありまして。</p> <p>今回の申請地の他にもうひとつ田があるんですけども、そこを譲受人に紹介しましたら、大変不便なところでありましたので単価 50 万から値段を下げましたら、所有者の方では売らないということで判断しまして、今回は総会議案書に記載の筆だけとなりました。</p> <p>耕作しているのは第三者の方で、そこはそのまま第三者に作ってもらい、今回の 2 筆だけ譲受人が買うということでした。譲受人が買わない方も買う方も、どちらもきれいに作ってあるということで問題はありませんが、私としては今回売買に至らなかった残りの 1 筆が心配だと思っております。売買には問題ありません。以上です。</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局説明と現地調査報告に対して、何か質問意見等がございますか。</p> <p style="text-align: center;">(事務局係長 挙手)</p>
事務局	<p>(2) 利用権設定についてということで、議案書と審査基準書の方差替があるということで、お配りしておりますが、審査基準書の方の差替ですが、その 18 ページということで図面がついておりますが、上の方議第 42 号(2) 番号 120 となっておりますが、番号 121、その下が番号 123、124 で、19 ページの方も番号 124 ではなくて 125、下の方が番号 125 ではなくて 126、となりますので、訂正の方よろしくお願ひします。</p> <p>途中番号 117、これを急遽追加したものですから、番号にずれが生じております。</p>
議長	<p>ということで、番号の訂正ということでよろしくお願ひします。</p> <p>何か質問等ございますか。</p> <p style="text-align: center;">(12 番 大谷 進一 委員 挙手)</p>
12 番大谷進一委員	<p>(1) 所有権移転の番号 30 についてお尋ねします。事務局からの話にもありましたけれども、前借人が買うという話がなくなったということで、譲受人を紹介したということですか。</p>
事務局	<p>事務局が紹介したわけではなく、当初買う予定だった前借人が自分から話をしたということで、事務局に相談する前に譲受人に話をし、本人たちの話でそのようになったということで、事務局が報告を受けた時点では既に話がまとまっていたということです。</p>

12 番大谷進一委員	本来であれば前借人が買わないということであれば、まず事務局に報告し、あっせんの件で関わっていた高橋委員が動くというのが筋ではないかと思うのですが。
事務局	その前に事務局に相談がなく前借人が動いていて、事務局では夏頃に前借人が買うということで報告を受けていて、そのようになるということで認識していたところで、それが突然年明けになってから前借人から事務局に電話がありまして、自分が家族の反対で買えなくなったということで、その隣を作っている譲受人に声をかけたら譲受人が買うということになりましたと報告を受けましたので、事務局が動く前に話がまとまっていたような状態になってまして。
12 番大谷進一委員	確かに土門さんの圃場も近くにありますが、できることなら集落の方に農業委員会としては紹介するべきではなかったでしょうか。
事務局	はい。ただすでに今回の件については話がまとまってしまうような状態でしたので、そこで事務局が反対するというのはなかなか難しいかなということでした。 前借人が買うことができなくなった時点で事務局に連絡をいただければ、私の方から高橋委員に相談して新たな買い手を探してもらうということもできたのかもしれないですが、事務局に前借人から報告があった時点で、自分が買えないということと、譲受人に声をかけたという報告が同時だったため、もうすでに決まっていて、今から譲受人に手をひいてもらうということは難しい状態でした。
4 番高橋敬委員	すいません。私も事務局からその話を聞いた時に、なぜそのようなになったのかと思いました。ただもう決まったというような報告を前借人から受けたということでしたので、前借人の方に再度確認ということで、現地調査の前に確認しましたが、その件はもう決まったからということで、言われまして、もう値段も決まったし、人も決まって良かったということで、本人の捉え方はそのようなものでした。
12 番大谷進一委員	いや、やはり農業委員会としては立場がありますので。
16 番佐藤充会長	一番は作っている人で、次は委員会が紹介するというのが一般的なのだが、さまざまな理由があっただろうなと思うのですが。 今回はもう少し厳しく、気をつけていきましょう。他に質問・意見等はございませんか。
13 番石垣建委員	28 ページ、131 番なんですけど、差替え、利用権設定についてというもののなのですが、様々な事情でふたつに分けたということなんですけど、131 番の方、田んぼなんですけど、3 m ² ということで、実際は 132 番の申請地と一緒にになっているんじゃないかと思うのですが、3 m ² の田んぼというのは実際現地はどうなっているのでしょうか。
事務局	実際はおっしゃるとおり番号 132 の申請地と一緒にになっているような状態です。番号 132 の申請地の隣がマッチングする方の家の所有地となっております。番号 131 の土地はその間にある状態ですので、実際は一緒に一つの田んぼとして作っていると思われそうですが、3 m ² しかないためなんともどういう風になっているかというのは説明が難しい状態にあります。ただ、マッチングする方の所有地と、今までもその方が所有者から借りて作っていた田の間にある土地ですので、今もその方が管理しているという

	ことでは間違いがないとは思いますが。
13 番石垣建委員	登記との関係でこういった 3 m ² の田とか、あるいは 10 数 m ² くらいの田とか、そういう細かなところの田んぼなんかというのは結構あるのでしょうか。
事務局	たまにあるのですが、こういった関係でできたかはわからないのですが、基盤整備等を行う時にできてしまったのか、というのは分からないのですが、たまにこういった面積の田というのはあります。
議長	はい、他に質問・意見等ありましたらよろしくお願いします。 (質問・意見なし) 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。 議第 42 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (委員全員挙手) 全員賛成ですので、 議第 42 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、議第 43 号 農用地利用配分計画案について、事務局の説明を求めます。 (事務局係長が挙手し、議長が指名する)
事務局係長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	それでは説明いたします。町が作成する農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農地の受け手が「地域との調和要件」を満たしているか等、農業委員会の意見を求められたものです。 総会議案書の 31 ページからご覧ください。 第 4 回集積で新たにマッチング及び配分されるもので、 新規分は議第 42 号の利用権設定で詳細は説明いたしましたので、割愛させていただきます。 32 ページの借受者変更の分ですが、1 番については、これまでは第三者が耕作しておりましたが、高齢になり他人の田んぼは作れないということで今後は別の方から作ってもらうということです。 2 番については、農事組合法人の構成員である所有者自身が耕作しておりましたが、亡くなられて息子さんも作れないということで、第三者にお願いするものです。 3 番についてはこれまで耕作していた方の希望で、近くを耕作している方に借受者変更するものです。 以上です。
議長	最初に、新規配分の番号 1 について審議いたします。 この件につきましては、齋藤勝広委員に関する案件ですので、齋藤委員は一時退席をお願いします。

	<p>(齋藤勝広委員 一時退席)</p> <p>それでは質疑に入ります。</p> <p>新規配分の番号1について、何か質問意見等はございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第43号 農用地利用配分計画案について、の新規配分の番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第43号 農用地利用配分計画案について、の新規配分の番号1について、原案の通り許可することに決定いたします。</p> <p>齋藤委員は着席願います。</p> <p>(齋藤勝広委員 着席)</p> <p>次に、新規配分の番号3について審議いたします。</p> <p>この件については、私に関することですので、会長代理の伊原委員に議長を交代いたします。</p> <p>(議長を伊原会長代理と交代)</p>
議長 (会長代理)	<p>暫時の間、議長の職を務めさせていただきます。</p> <p>それでは、佐藤会長は一時退席願います。</p>
	<p>(佐藤充会長 一時退席)</p>
議長 (会長代理)	<p>新規配分の番号3について審議いたします。何か質問・意見等はございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第43号 農用地利用配分計画案について、の新規配分の番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、この件については、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>それでは、佐藤会長と議長を交代いたします。</p>
	<p>(佐藤充会長 着席)</p>
議長	<p>それでは、これまで審議いただきました案件以外を審議いたします。</p> <p>何か質問・意見等はございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。議第43号 農用地利用配分計画案について、のこれまで審議いただいた案件以外について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、この件については、原案のとおり許可することに決定いたします。次に、議第44号 遊佐農業振興地域整備計画の変更について、事務局の説明を求めます</p> <p>(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	<p>(議案書、朗読説明)</p>
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>

事務局	<p>それでは説明いたします。審査基準書は 21 ページから、補足説明資料は 25 ページからご覧ください。</p> <p>議案書の 34 ページの下段に、意見依頼書を掲載しております。</p> <p>番号 3、農用地区域より除外しようとする土地は、計 1 筆、1,828 m² です。</p> <p>変更理由はパン製造施設及び販売店舗建築のためです。</p> <p>申請地は、都市計画区域外、土地改良事業受益地外で、集落の南東部に位置しており登記、現況とも非農地です。</p> <p>農振法第 13 条第 2 項では、農用地区域から除外する要件については、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 他に代替する土地がないこと 2. 農地の集団化、作業の効率化等に影響を及ぼさないこと 3. 農地の利用集積に支障を及ぼさないこと 4. 農道・水路等の機能に支障を及ぼさないこと 5. 土地改良事業から 8 年以上経過していること <p>以上の全てに該当する必要がありますが、全て要件を満たすと考えます。</p> <p>以上、農用地区域からの除外について、変更事由相当として回答してよろしいかご審議をお願いいたします。</p> <p>審査基準書の 21 ページに図面がありますが、下の方ふたつに大きな土地の中に少し上の方四角く分かれておりますが、登記上は一筆ですが、なぜここが四角で囲まれているかということ、次のページ審査基準書の 22 ページに写真がありますが、町の方で防火水槽用地として借りておりますので、その分税金かからないようにということで、仮の線を引いているため、分かれております。それから事業計画者は県内の他市町村の住所になっておりますが、もともとは県外の方のようです。代理人の行政書士の方によりますと、むこうの方ではウイナーの皮を作っている会社もしているような話です。県外の方にもパンの販売店舗もあるということで、他市町村の方の工場はどうするのかわかりませんが、今回の申請地に建築して販売したいということのようです。</p> <p>16 日に高橋部会長、大谷副部会長、菅原幸男委員の 3 名で現地調査を行っていただいておりますので、報告をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	それでは 11 番高橋正樹部会長より、現地調査の報告をお願いします。
11 番高橋正樹委員	<p>係長がほとんど話をしてくれたんですけど、集落の公民館の東側に位置しています。山林となっているんですが今現在はけっこうきれいに管理されていまして。近くに防火水槽があるんですが、建物はかなり離れたところに建てる予定でした。パン屋ということで、地域のにぎわいに貢献してもらえればということでした。これらのことからなんら問題ないと思います。以上です。</p>
議長	ありがとうございます。次に 12 番大谷副部会長からも現地調査の報告をお願いします。
12 番大谷進一委員	はい、報告します。部会長からも説明ありましたが、特に問題ないと思います。
議長	<p>ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(6 番今野忠勝委員挙手)</p>

6 番今野忠勝委員	今の面積 1,828 m ² の中には防火水槽も含むのでしょうか。
事務局	はい。含んで1筆の面積が 1,828 m ² です。
6 番今野忠勝委員	申請人も納得済みでしょうか。
事務局	はい。
議長	よろしいでしょうか。
6 番今野忠勝委員	はい。
議長	他に何か質問・意見等はございますか。 (質問・意見なし) 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。議第 44 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、この件については、原案のとおり許可することに決定いたします。次に、議第 45 号 令和 2 年遊佐町実勢賃借料情報の認定について、事務局の説明を求めます (事務局係長が挙手し、議長が指名する)
事務局係長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	ご説明いたします。議案書は 36 ページをご覧ください。 令和 2 年遊佐町実勢賃借料情報(案)でございます。農地法第 52 条に基づき毎年公表するものです。 令和 2 年 1 月から 12 月までの間に締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10 a あたり)は、以下のとおりとなっております。 農地区分毎の水稻及び普通畑と砂丘畑の賃借料の平均額、最高額、最低額、最も多く締結された単価、契約筆数、平均の価格の算出から除外した筆数については表のとおりとなっております。また、物納は金額に換算し集計しております。 540、520、500 の区域ということで 371 筆ということで割合的に多くなっていますが、昨年ある地区の基盤整備の関係で、農地中間管理事業を活用して支援センターに結び付けました関係で、筆数が多くなっております。基盤整備のところは単価 12,000 円と地域で取り決めをされましたので、最頻値、最も多く締結された単価 12,000 円が多いと、というような状況となっております。 以上です。
議長	それでは、ただいまの事務局の議案説明について、質問・意見等発言のある方は挙手願います。 (質問・意見なし) ないようですので、質疑を終了し、採決いたします。 議第 45 号について、原案のとおり認定することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 45 号 令和 2 年遊佐町実勢賃借料情報の認定について、原案のとおり認定することに決定いたします。

	次に、議第 46 号 遊佐町農作業基準賃金の設定について、事務局の説明を求めます。 (事務局係長が挙手し、議長が指名する)
事務局係長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	ご説明いたします。38 ページをご覧ください。 2 月 12 日に農政専門部会を開催いたしまして、部会員の皆様からご検討いただき提案するものです。 まず、労働賃金ですが、クリップ止めしている資料でお配りしておりますが令和 3 年度遊佐町農作業基準賃金(案)の 7 ページをご覧ください。その他の資料も併せてごらんいただければと思います。酒田市の令和 3 年度の労働賃金、それから山形県の最低賃金を参考としまして、田一般作業、畑作業について、甲、乙とも、オペレーターについても 10 円増となっております。 最低賃金は平成 30 年から令和元年にかけて 27 円の改訂、令和元年から 2 年にかけて 3 円の改訂がありましたので、トータル 2 ヶ年かけて 30 円の改訂がありました。昨年 20 円の改訂を行っておりますので今回 10 円改訂して農作業賃金も 2 ヶ年かけて 30 円の改訂と考えたところです。 それから機械作業料金ですが、農作業ごとの詳細な試算結果の生の金額を載せております。 試算をすると真ん中の「R3 試算額」の欄のように金額に動きがあったわけですが、ほぼ試算どおりということで、右隣の額に農政専門部会では話し合われました。 ただ、耕起の備考欄ですが、施肥付きにつきましてご質問があり、酒田市は 400 円と額を明示しておりますが、事務局で算定式を持ち合わせておりませんので、別途協議記載したほうがよいと農政専門部会では話し合われました。 また、昨年度も話題になったかと思いますが、防除について、作業賃金、機械作業料金どちらにも記載がありまして、紛らわしいということで、機械作業料金の方を削除してはどうかと事務局から提案いたしましたが、部会では了承いただいたところです。 以上です。
議長	それでは、ただいまの事務局からの議案説明について、質問・意見等発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし) ないようですので、質疑を終了し、採決いたします。 議第 46 号について、原案のとおり設定する事に、賛成の方は挙手をお願いします。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 46 号遊佐町農作業基準賃金の設定について原案のとおり設定する事に決定いたします。 次に、議第 47 号 遊佐町参考賃借料について、事務局の説明を求めます。
事務局係長	(議案書、朗読説明)

議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	<p>それでは説明いたします。</p> <p>平成 21 年の農地法改正後、借り手と貸し手双方が話し合いで決定できない場合の参考資料として、参考賃借料といった形で金額を提示してきました。また、平成 23 年度から参考賃借料を改訂し見直しを図ってきたところ です。</p> <p>これまで、1 等級の田で 21,000 円、19,000 円、17,000 円と据置の期間もありながら減額となってきましたが、平成 27 年度から 17,000 円で平成 28 年度から 30 年度までは据え置きとさせていただいたところですが、庄内他市町の状況や農業の情勢、土地改良区の償還金の関係なども検討し、平成 31 年度、令和元年度は田については一律 2,000 円減で議決され、令和 2 年度は土地改良区の基盤整備の償還金も考慮し据え置きとしたところ です。</p> <p>12 日の農政専門部会では、今回も土地改良区の償還金を主に検討材料として話し合われましたが、菅原部会長も土地改良区に事前に確認し、償還金の今後の見通し、会長からもアグリ南西部、結いの里蕨岡で 2 年度に参考賃借料に合わせた改訂が行われたこと、ライスファーム北部でも 3 年度改訂の話題があること、湧水の里遊佐からは 3 年度に改訂見込みの連絡を事務局にいただいていることから令和 3 年度は据置とすることで了承されたところ です。ご審議いただければと思います。</p> <p>決定されましたら、実勢賃借料や作業賃金と併せ、3 月 15 日発行の広報のお知らせ号に折込したいと考えております。その原稿を両面刷りのもの ですが、お配りしておりますのでご覧ください。</p> <p>なお、共済組合からの文書をお配りしておりますが、令和 3 年産から水稲共済の収量基準、篩い目幅の見直しがされるということで現行の 1.80 mm から都道府県別の実態を反映した 1.90 mm に変更するという ことです。その見直しを受け水稲等級別基準収量による水田区分も見直されてお りまして、小字で削除されているものは括弧書きしております。また 1 か所だけ、1 等級の大字が増えておりますので赤字にしております。本町は 620kg から 480kg までの間 ですが、一律に 20kg 減となっており、小字で等級が異動なったものはあり ません。ただ、部会でも話題になったのですが、収量基準が減ったことによ って共済が出る割合が減るということになるかと思 います。以上です。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局からの議案説明について、質問・意見等発言のある方は挙手願います。 (4 番 高橋 敬委員 挙手)
4 番高橋敬委員	参考までにお聞きしたのですが、酒田市の賃金はどのような形でしょう か。
事務局	資料のクリップ留めの中に資料がございます。
議長	他にありますか。 (質問、意見なし) ないようですので、質疑を終了し、採決いたします。 議第 47 号について、原案のとおり設定することに、賛成の方は挙手をお 願います。

(出席委員全員挙手)

全員賛成ですので、議第 47 号 遊佐町参考賃借料について原案のとおり決定いたします。

予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。

(委員、事務局共になし)

ないようですので、これで 2 月の定例総会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。